

積立NISAと年末調整の 関係整理ガイド & 対応判断表

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

積立NISAと年末調整の関係

積立NISAとは

積立NISAとは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するために設けられた非課税制度です。2024年から始まった新しいNISA制度では、「**つみたて投資枠**」として位置づけられています。

積立NISAは年末調整の対象外

積立NISAには、以下の2つの特徴があるため、年末調整とは無関係です。

1. 運用益が非課税

積立NISAで得た利益（分配金・譲渡益）には、所得税がかかりません。
そのため、そもそも精算すべき税金が発生しません。

2. 掛金の所得控除がない

積立NISAへの投資額（掛金）は、iDeCo（個人型確定拠出年金）とは異なり、所得控除の対象外です。
したがって、年末調整で申告する控除項目はありません。

積立NISAの年末調整・確定申告の対応判断表

以下の表は、従業員やその家族が積立NISAを利用している様々なケースについて、年末調整や確定申告でどのような対応が必要になるかをまとめたものです。

状況	年末調整	確定申告	詳細
1. 積立NISAで利益が出た	不要	原則不要	積立NISA口座内の利益は非課税です。 利益がいくら出ても、年末調整や確定申告で申告する必要はありません。
2. 専業主婦/夫が 積立NISAを利用している	不要	原則不要	積立NISAの利益は合計所得金額に含まれないため、配偶者控除の判定に影響しません。 扶養に入っている家族が利益を得ても、年末調整での手続きは不要です。
3. 公務員が 積立NISAを利用している	不要	原則不要	積立NISAの利用は、原則として公務員の副業規定には抵触しません。 ただし、副業規定の運用や解釈は所属組織や職種により異なる場合がありますので、詳細は所属先の規定をご確認ください。

積立NISAの年末調整・確定申告の対応判断表

状況	年末調整	確定申告	詳細
4. 積立NISA対象のETF分配金を「株式数比例配分方式」以外で受け取った	不要	必要	分配金を銀行口座で直接受け取る方式などを選択すると、非課税が適用されず課税対象となります。この場合、年末調整ではなく、自身で確定申告を行う必要があります。
5. 旧積立NISAから課税口座へ移管後、利益が出た	不要	必要	旧積立NISAの非課税期間終了後、商品を一般口座または特定口座（源泉徴収なし）に移し、その後に売却して利益が出た場合、その利益は課税対象となり確定申告が必要です。 ただし、源泉徴収ありの特定口座に移管した場合は、確定申告が不要となるケースもあります。

企業の労務担当者が知っておくべきこと

企業の労務担当者が年末調整で特別な対応をする必要は原則ありません。ただし、例外的なケースでは従業員本人による確定申告が必要となる場合があるため、該当者への注意喚起を行うとより適切です。

- **従業員からの質問への対応**

「積立NISAは年末調整で申告する必要があるか？」という質問を受けた際は、「積立NISAの利益は非課税で、掛金も所得控除の対象ではないため、年末調整での手続きは一切不要です」と回答します。

- **従業員への周知**

「ただし、上記の判断表にあるような例外的なケースでは、ご自身での確定申告が必要になる場合があります」と補足すると、より丁寧な案内になります。

企業の担当者としては、積立NISAが年末調整の対象外であるという基本を理解し、例外ケースについてのみ注意を促すというスタンスで対応することが大切です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。